

糸魚川市立中学校の部活動地域移行推進計画(素案)

1 地域移行の糸魚川市としての考え方

これまで学校教員が担ってきた部活動の運営や指導を、地域の団体が担うことで、『学校教育活動』から地域の『社会教育活動』へ位置づけを「移行」し、『学校と連携して行う地域クラブ活動』(以下地域クラブ活動という)を目指す。

『学校と連携して行う地域クラブ活動』は、運営や指導を地域に移行しても、学校が、自校生徒の活動状況や生徒に関する情報等を通じて地域と連携することとする。

2 地域移行基本の方針

- (1) 学校部活動と地域との連携をすすめ、段階的に学校から地域に運営・指導体制を移行する。
- (2) 先ずは休日における地域の環境整備(受皿づくり)を優先的に進め、令和8年度に休日の部活動は、地域が運営・指導する体制に移行することを目指す。
- (3) 平日の部活動は、種目ごとの状況に応じて段階的に取組み、地域の受皿体制が整った種目から、順次、地域が運営・指導する体制に移行する。

3 地域移行~~クラブ活動~~体制づくりの取組方針

学校部活動の地域移行は~~一足飛びには~~できない、時間がかかることから以下のように取り組む。

- (1) 部活動の地域移行に向けた地域の体制づくりにおいては、関係する各中学校・各部活動、地域のジュニアスポーツ育成団体並びに文化芸術団体それぞれの意向を尊重し、連携強化から取組み、無理のない体制づくりを進める。
- (2) 地域移行を段階的に進めるため、移行期においては、①学校部活動、②地域連携学校部活動(合同部活動や部活動指導員制度の活用)、③学校と連携して行う地域クラブ活動の3つの形態から、そ

2 移行期における活動の形

①学校部活動・地域連携学校部活動・地域クラブ活動の定義

ア 学校部活動

学校の教員が指導する学校教育活動であり、地域のボランティアが指導することもある。

イ 地域連携部活動

学校の部活動に地域の指導者が協力・支援する学校教育活動であり、以下の二種とする。

○各校の部活動に部活動指導員を配置し支援する(単独校地域連携)

○複数校の学校部活動を合同で行い部活動指導員・地域指導者を派遣する(合同地域連携)

ウ 地域クラブ活動

市がスポーツ協会・文化協会と連携の上、地域でジュニアクラブを設立し、学校教育活動外で地域の指導者が指導する地域の活動のことであり、学校部活動ではない。以下の二種とする。

○学校部活動は行いながら、別に地域クラブ活動を行う(並立型)

○学校部活動はおこなわず、地域クラブ活動のみ行う(完全地域型)

②移行の進め方と留意事項

- ア 学校は各部の実情や今後の動向・生徒と保護者の意向を踏まえ、地域連携部活動か地域クラブ活動を選択する。
- イ 学校で部活動を行う場合も、地域連携部活動を進め、部の存続が困難になった場合や他校との部員数のバランス、地域の実施団体の意向等を勘案して、できるだけ地域クラブ活動へ移行するようにつとめる。
- ウ 各校・各部の実情に応じて初めから地域クラブ活動に移行することもできる。
- エ 文化部活動の対象は、当分の間は吹奏楽部のみとし、それ以外の文化部や部に所属しない生徒については、社会教育の講座や教室等への参加によって代替える。
- エ 地域連携部活動は学校教育活動であるため、生徒の活動は活動場所や時間を問わず、学校管理下となり、日本スポーツ振興センターの給付対象となる。また、教員については公務となり公務災害等の対象になる。また、休日(含祝日)については、学校管理下において行われる部活動としての教職員特殊業務手当の対象となる。
- オ 地域連携部活動には糸魚川市中学校部活動指導員要領の定めにより、部活動指導員を活用することができる。任免・服務管理は市教育委員会とする。
- カ 地域クラブ活動は社会教育活動であるため、その学校の顧問教師が必ずしも指導する必要はないが、地域クラブ指導者として報酬を得ながら指導をする場合は、兼職兼業の許可が必要となる。また、活動は学校管理下外となるため、生徒と指導者の活動中や移動中の事故等については個人の責任となる。
- キ 地域クラブ活動への参加は希望制とし、強制はしない。
- ケ 希望する教師は、所定の様式により、所属する学校を通じて学校長が認めた場合に兼職兼業の申請ができることとし、糸魚川市教育委員会が承認して本人に通知する。なお、兼職兼業の手続きについては別に定める。兼職兼業認定は国の基準を用いる。

3 地域クラブ活動

【糸魚川市の基本方針】

部活動の教育的価値を生かしながら、学校と地域が連携した地域クラブ活動体制づくりを進める。

(1)地域クラブ活動の目的

地域の中学生を対象としたジュニアスポーツ育成団体・文化活動団体をベースとして、学校と地域が連携・融合した子どもの新しいスポーツ・文化活動の環境となる地域クラブ活動を創設する。

(2)活動方針

スポーツ・文化活動を楽しみ、学び、成長し、スポーツ・文化活動で自立する子どもを育てる。

- 競技力・技術力等の向上と個人やチームの成長を目指した生徒主体の活動を行う。
- 多様なニーズに合わせた活動を行う。
- コンプライアンスを重視し、生徒の人格を重んじた指導を行う。
- 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を遵守する。

(3)地域クラブの条件

ア 実施団体は以下の通りとする。

- ・糸魚川市スポーツ協会または文化協会の加盟団体

- ・系魚川市スポーツ協会加盟団体の傘下であり、当該加盟団体が認めたクラブ・団体
 - ・系魚川市文化協会加盟団体の傘下であり、当該加盟団体が認めたクラブ・団体
 - ・系魚川市立中学校部活動地域移行に係る検討委員会に申請し認められたクラブ・団体
- イ 認定基準は以下の通りとする。

[運動クラブ・文化クラブ共通事項]

- ・市の基本方針を遵守していること。
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を遵守していること。
- ・スポーツ安全保険等（スポーツ活動・文化活動・ボランティア活動・地域活動が補償対象となるもの）へ参加者及び指導者全員が加入していること。
- ・適切な指導ができる指導者が配置されていること。

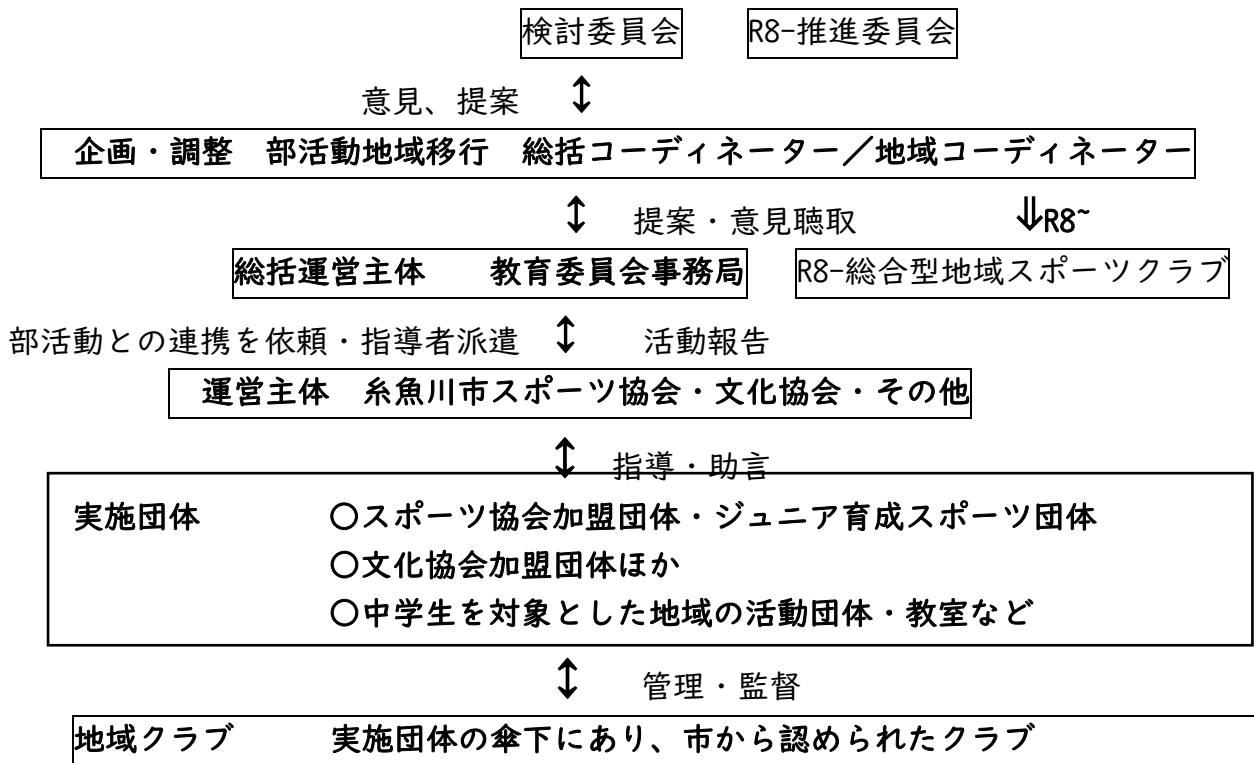
[運動クラブ]

- ・スポーツ団体がバナンスコード<一般スポーツ団体向け>等に基づく会計処理と情報公開が確実に行われること。
- ・日本スポーツ協会（以下、J S P Oという。）及びJ S P O加盟中央団体指導者資格有資格者（スタートコーチ資格以上）を1名以上確保すること。

[文化クラブ]

- ・地域や保護者からの信頼の下、中学生が安心安全に参加し、健全育成に資するような活動を運営、マネジメントできる団体であること。
- ・適正な会計管理や健全運営が求められることから、公益性があり、ガバナンスが確立している団体であること。

(4)実施体制



①系魚川市教育委員会の役割

ア 系魚川市教育委員会は、移行期間においては、総括運営主体として、年度ごとに、地域連携・地域移行・地域クラブ活動業務を運営主体に委託する。

イ 系魚川市教育委員会は、検討委員会及び推進委員会を組織し、地域移行及び地域クラブ活動の計画・運営について総括する。

②総括運営主体と総括コーディネーター・地域コーディネーターの役割

ア 令和8年度以降は、系魚川市教育委員会から系魚川総合型地域スポーツが総括運営主体の委託を受け、地域クラブ活動に関する業務を総理する。

イ 運営主体から推薦があった実施団体について審査し、認定の可否を行う。

ウ 系魚川市教育委員会から委嘱された総括コーディネーター・地域コーディネーターは、系魚川市総合型地域スポーツクラブに所属する。

エ 総括コーディネーターは各運営主体を総括する。

オ 地域コーディネーターは運営主体と実施団体との連絡調整を行う。

③運営主体:系魚川市スポーツ協会・文化協会等の役割

ア 運営主体は、実施団体から申請のあった地域クラブについて審査し、系魚川市地域クラブ活動団体として、総括運営主体に推薦する。

イ 運営主体は、実施団体が傘下の地域クラブの活動が適切に行われるよう指導、助言する。

④実施団体:スポーツ協会加盟団体・ジュニア育成スポーツ団体・文化協会加盟団体等の役割

ア 実施団体は、傘下の団体・クラブから、地域クラブの希望があった場合は、「系魚川市地域クラブ活動としての条件」を満たし、なおかつ、適正な運営がなされると確信した場合、実施団体の責任において、運営主体に地域クラブ認定申請をする。

イ 実施団体は、運営主体の指導、助言に基づき、傘下の地域クラブについて、管理、監督、助言を行う。

ウ 指導、助言に従わない地域クラブについては、運営主体及び総括運営主体と協議したうえで、認定取り消しを勧告することができる。

⑤地域クラブ:認定されたジュニアクラブの役割

ア 活動を希望するクラブは「系魚川市地域クラブ活動としての条件」を満たし、所属する実施団体を通じて市の地域クラブ認定を受けて地域クラブ団体となる。

※中体連主催大会の参加が認められる「地域クラブ」

イ 地域クラブ団体は、組織及び活動について、年度ごとに、代表者及び会計責任者を決め、年間活動計画、予算、決算、活動規則、指導者報酬等を作成し、その地域クラブ団体に参加するすべての生徒及びその保護者の了解を得る。

ウ 地域クラブ団体は、参加生徒(保護者)から、活動計画に基づいて活動費を徴収することができる。活動費は(会費等)は可能な限り参加しやすい金額を設定するように努める。なお、生徒が経済的理由によって活動参加をあきらめることがないように、系魚川市は必要となる支援に努めなければならない。

エ 地域クラブ団体は、総括運営主体、運営主体を通じて、系魚川市から積極的に助成を受け、受益者の負担軽減に努める。

オ 地域クラブ団体に所属する指導者は、運営主体が行う指導者研修を必ず受講しなければならない。

カ 地域クラブ団体は、参加生徒の活動中や移動中のけがや活動に起因する疾病等について、生徒及び保護者の申請に基づき、スポー安全保険への請求をしなければならない。

キ 地域クラブ団体は、活動に用いる用具について、活動場所(体育施設・学校)及び所有者と十分に連携し、自己責任により借用や安全な保管と維持を行う。

※I 全日本中学校体育連盟の『全国中学校体育大会開催基準 参加資格の特例』の参加条件及び新潟県中学校体育連盟主催大会にかかわる地域スポーツ団体認定基準を受け入れ、遵守し、かつ認定申請をし、審査を受けて認定されることで中体連が認める「地域スポーツ団体等」となる。

⑥参加生徒及び保護者

ア 地域クラブ活動への参加は希望制とする。

イ 地域クラブ活動に参加を希望する生徒と保護者は、当該クラブの活動計画及び規則を了承したうえで、保護者の責任の下で入会する。

ウ 地域クラブ活動に参加を希望する生徒はスポーツ安全保険に加入しなければならない。加入及び請求は参加する地域クラブ団体が行う。

エ 地域クラブ活動に参加を希望する生徒の保護者は、地域クラブ団体の代表者及び指導者と連携し、生徒が安心、安全、有意義に活動できるように運営に協力する。

⑨経費

ア 地域クラブ活動団体の活動費については、参加者個人の負担(受益者負担)とする。ただし、国や系魚川市からの助成を積極的に活用する。

○ 保護者負担とするもの

会費:保険料、個人用具代、指導者報酬の一部負担も可

交通費:活動場所への送迎に係る経費、大会等参加のために係る経費(指導者の経費も含む)

○ 市・国が~~補助~~するもの

指導者に係るもの:報酬(通常活動に係る交通費を含む)、保険料

大会参加に係るもの:中体連大会、吹奏楽コンクール等の参加費と交通費の全額
その他の大会は交通費の一部

会場費:施設使用料・冷暖房費の全額(減免)

用具:施設備え付けの用具の無償貸与

経済的困窮世帯への助成:就学援助世帯を対象として、保護者負担経費の一部

⑩活動場所と用具

ア 活動場所は以下の通りとする。

○ 系魚川市立小中学校の学校施設(グラウンド、体育館、テニスコート、武道場、音楽室)

○ 系魚川市社会体育施設(屋内体育施設、屋外体育施設)

○ 文化施設(ホール等)等

○ 地区公民館など

イ 活動場所は総括運営主体が統括し、施設使用に際する規則等は施設ごとに定める。

○ 学校施設の使用については当該校長と協議する。音楽室以外の校舎の使用はしない。

○ 社会体育施設については、系魚川市教育委員会及び当該競技団体と協議する。

○ 夜間照明・冷暖房器具の使用は認める。その際は全額減免とする。

ウ 地域クラブ活動に参加する生徒が用いる用具については、個人で負担し、個人で管理することを基本とする。ただし団体及び個人で使用する大型の用具や楽器等を学校等から借用する場合、自己責任で使用・保管し、原状復帰で返却することを基本とする。ただし、経年劣化や故意でない故障等と判断される場合は、修繕や修理に必要な経費は、地域クラブ団体が所有者と十分に協議して負担額を決めるようにする。

⑪活動時間

ア 平日は学校活動終了後から 21 時までの間の 2 時間以内とする。

イ 休日及び学校の休業日は概ね 9 時から 16 時 30 分の間の 3 時間以内とする。

※ただし、関連する部活動と合わせて、平日 1 日、休日 1 日の休養日が確保されること。

ウ 長期休業期間は、9 時から 21 時までの間の 3 時間以内とする。

⑫輸送等

ア 地域クラブ活動にかかわる交通手段は、保護者による送迎を原則とする。交通費については参加者個人の負担(受益者負担)とするが、各運営主体と各地域クラブ団体が手配する場合はこの限りではない。

イ 中体連大会及び吹奏楽連盟等の大会やコンクール等についての交通手段は、各運営主体及び各地域クラブ団体と系魚川市教育委員会で連携して手配する。

4 部活動地域移行タイムスケジュール

項目	R 5	R 6	R 7	R 8
休日	地域クラブ活動体制づくり			
平日	種目ごとの状況に応じて体制づくり			地域クラブ活動体制づくり

R 5 ~ R 7 までは休日の活動を優先的に支援